第百十四条の二十八の三第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の二十八の三第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の三十第一項及び第百十四条の三十一第一項の項を次のように改める。

第百十四条の三十第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の三十第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の三十一第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法

第十八条の表第百十四条の四十の二第一項の項を次のように改める。

第百十四条の四十の二第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の四十の四第一項及び第百十四条の四十二第一項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の四十二第二項第四号の項の次に次のように加える。

第百十四条の四十二第三項及び第五項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の四十四第一項の項を次のように改める。

第百十四条の四十四第一項	法第四十五条第一項	平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第四十五条第一項
	相続人	者
	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の四十四第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年十月五日から適用する。

○経済産業省令第七十号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第九項の規定に基づき、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令

（情報処理技術者試験規則の一部改正）

第一条　情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

試験の区分	試験の科目
ITストラテジスト試験	一　情報処理システムに関する共通的知識 二　情報処理システムの開発及び情報処理システムを用いる業務その他の業務の一体的な企画に関する専門的知識 三　情報処理システムの開発及び情報処理システムを用いる業務その他の業務の一体的な企画に関する専門的能力
システムアーキテクト試験	一　情報処理システムに関する共通的知識 二　情報処理システムの開発に係る企画及び情報処理システムの設計に関する専門的知識 三　情報処理システムの開発に係る企画及び情報処理システムの設計に関する専門的能力
プロジェクトマネージャ試験	一　情報処理システムに関する共通的知識 二　情報処理システムの開発に係るプロジェクト管理に関する専門的知識 三　情報処理システムの開発に係るプロジェクト管理に関する専門的能力
ネットワークスペシャリスト試験	一　情報処理システムに関する共通的知識 二　ネットワークシステムの開発及び管理に関する専門的知識 三　ネットワークシステムの開発及び管理に関する専門的能力
データベーススペシャリスト試験	一　情報処理システムに関する共通的知識 二　データベースシステムの開発及び管理に関する専門的知識 三　データベースシステムの開発及び管理に関する専門的能力
エンベデッドシステムスペシャリスト試験	一　情報処理システムに関する共通的知識 二　エンベデッドシステムの開発に関する専門的知識 三　エンベデッドシステムの開発に関する専門的能力
情報セキュリティスペシャリスト試験	一　情報処理システムに関する共通的知識 二　情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門的知識 三　情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門的能力
ITサービスマネージャ試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの管理に関する専門的知識 三　情報処理システムの管理に関する専門的能力